

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月1日
【会社名】	高島株式会社
【英訳名】	TAKASHIMA & CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高島 幸一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台2丁目2番地
【電話番号】	(03)5217局7297番
【事務連絡者氏名】	経理ユニットマネージャー 小林 知直
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台2丁目2番地
【電話番号】	(03)5217局7297番
【事務連絡者氏名】	経理ユニットマネージャー 小林 知直
【縦覧に供する場所】	高島株式会社大阪支店 (大阪市北区中之島2丁目3番33号) 高島株式会社名古屋支店 (名古屋市中区錦3丁目6番34号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第128回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金7円 配当総額316,264,165円

剰余金の配当が効力を生じる日 平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)に基づく監査等委員会設置会社への移行のために、監査等委員や監査等委員会に係る規定の追加、取締役や取締役会に係る規定の変更、取締役会決議を要件とした重要な業務執行決定の取締役への委任に係る規定の追加、及び監査役・監査役会に係る規定の削除等、必要な変更を行うものです。同時に取締役会の招集、運営及び決議の方法についての表現を修正いたします。

(2) 現状に合わせて役付取締役の一部を廃止するとともに、執行役員制度の導入に伴い、執行役員に関する規定を追加するものです。

(3) 会社法第459条により認められています取締役会決議による剰余金の配当等が可能となるよう条項を追加するものです。

(4) その他、表現の修正、条項の新設・削除に伴う条数の整備等を行うものです。

第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)4名選任の件

高島幸一氏、高垣康孝氏、大畑恭宏氏、後藤俊夫氏の4名を取締役(監査等委員であるものを除く。)に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

弓削道雄氏、川添丈氏、井上健氏、桃崎有治氏の4名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等の額設定の件

取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額を年額180百万円以内と定めるものであります。

また、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は取締役会の決議によることとさせていただきます。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額55百万円以内と定めるものであります。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきます。

第7号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対して業績連動型株式報酬制度を導入するものであります。なお、本制度における取締役の報酬の額及び内容につきましては、第5号議案「取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等の額設定の件」における取締役の報酬等の総額とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給することといたします。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%) (注)1
第1号議案	31,574	506	-	(注)2	可決(98.4%)
第2号議案	28,734	3,346	-	(注)3	可決(89.6%)
第3号議案			-		
高島 幸一	31,947	133	-	(注)4	可決(99.6%)
高垣 康孝	31,968	112	-		可決(99.7%)
大畑 恭宏	31,968	112	-		可決(99.7%)
後藤 俊夫	31,968	112	-		可決(99.7%)
第4号議案			-		
弓削 道雄	30,711	1,369	-	(注)4	可決(95.7%)
川添 丈	31,969	111	-		可決(99.7%)
井上 健	31,958	122	-		可決(99.6%)
桃崎 有治	31,950	130	-		可決(99.6%)
第5号議案	31,911	166	-	(注)2	可決(99.5%)
第6号議案	31,923	154	-	(注)2	可決(99.5%)
第7号議案	31,867	210	-	(注)2	可決(99.3%)

(注)1. 賛成割合は、小数点第2位を四捨五入して記載しております。

2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。

4. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分、および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法に則り適法に決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上